

令和6年第4回農業委員会総会議事録

令和6年4月18日（木）第4回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 17人

会長	18番	仲田清志	会長職務代理者	1番	神山順一
2番	赤井勝利	3番	小田正廣	4番	西村勉
5番	奥津賢司	6番	平利一	7番	奥津忠和
8番	倉脇敏弥			10番	宮本武博
11番	藤川雅	12番	小川広文	13番	山田條一
14番	森立夫	15番	安達利延	16番	信谷昌吾
17番	藤本彰				

推進委員 8人

1番	谷岡貴寿	2番	兒玉公治	3番	泉登
		5番	三輪金樹		
7番	後藤保夫	8番	大原砂利	9番	逸見則夫
10番	妹尾元弘				

欠席委員 3人

9番	井藤孝久	4番	溝尾美恵子	6番	妹尾良和
----	------	----	-------	----	------

議事

議案第15号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第16号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第17号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第18号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第19号	現況証明に係る現況認定について

報告事項

農地改良届について
農地法施行規則第29条の届について
完了届について
転用工事進捗状況報告について
利用権設定中途解約合意書について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	滝口 良樹
	主査	福田 洋介
	主査	赤迫 隆
	主任	真治 将史

（開会時刻 午後 3 時 28 分）

滝口局長	委員の皆様おつかれさまです。初めに、4月1日付の人事異動がありましたのでご紹介させていただきます。建設部の石倉部長が産業部長として配属になりました。それでは石倉部長から挨拶をお願いします。
石倉部長	先程、紹介いただきました石倉でございます。4月の人事異動によりまして産業部長を拝命いたしました。農業委員の皆様には平素より本市の農業情勢の推進にご尽力をいただいておりますことに深く感謝を申し上げます。農業委員会と申しますのは法の定めによって市町村に設置義務が置かされているものです。農地法の許認可事務を行っていただく、農業に非常に深い係りある重要な行政機関でございます。本市の農業を見ますと、ピオーネが昨年度15億円を突破するなど明るいニュースが沢山ある中、一方で担い手不足でございますとか、遊休農地増加など様々な課題が山積しているところでございます。このような諸問題を皆様方の教を拝借しながら解消に努めて参りたいと考えておりますので、今後ともよろしく申し上げます。
滝口局長	次に新しい事務局職員を紹介させていただきます。農業畜産振興課参事の谷岡の異動に伴いまして、耕地係長の福田が事務局主査として、また、農業委員会事務局と農業畜産振興課の兼務で大本事務員が配属になっております。そして、事務局長の森本の異動に伴いまして、私、滝口が配属になりましたのでよろしくお願いいいたします。それでは、自己紹介をお願いします。
	（挨拶、福田主査、大本事務員、滝口局長）
滝口局長	部長、大本事務員は他の公務の為ここで退席させていただきます。
	続きまして、報告をさせていただきます。4月の初めに送付させていただきました議案書に訂正がありましたので、本日お配りしております議案書をご使用ください。訂正の内容は、8ページの18条第1項の規定による申請についての10番を削除しました。理由は申請者の死亡によるものです。また、活動記録簿の提出を4月18日として

	おりましたが、県への実績報告の都合で8日に早めさせていただきました。皆様にはお忙しいところご対応をいただきありがとうございます。以上で報告を終わります。
福田主査	只今から、新見市農業委員会第4回総会を開催いたします。本日の出席は25名です。欠席は、9番井藤委員、推進4番溝尾委員、推進6番妹尾委員です。それでは最初に仲田会長が、ご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん本日は、ご苦労様です。新年度になりまして、事務局も一新されこれからよろしくお願いします。本日も、なるべくスムーズに進行できますようにご協力のほどよろしくお願い致します。
福田主査	ありがとうございます。それではこれからの進行は、会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、1番神山委員、3番小田委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が5件ございました。現地確認を1番、2番、5番は4月5日に行っており、3番、4番は4月2日に行っております。1番、2番ですが、譲渡人が同一で、1番、2番の譲受人が家族で同様の申請のため、併せて説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
全 員	「よろしい。」
真治主任	それでは、1番、2番でございます。場所は哲西町八鳥、現況地目は1番が田7筆、2番が畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は1番が水稻、2番が野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。

	ん。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、譲渡人は県外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。5番奥津委員。
奥津(賢)委員	5番奥津です。確認を4月11日に、奥津委員、妹尾推進委員、私の3名で行いました。場所は、国道182号線を哲西支局から東城方面に行きますと左手に●●●●●●があります。そこから東方向へ1キロぐらい山中に入った所に、1番2番共に家を中心にしてまとまって点在しております。綺麗に整備されておりました。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第15号1番2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第15号3番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、3番でございますが、場所は大佐永富、現況地目は 田3筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。 第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、

	農地の増反を希望している譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。10番宮本委員。
宮本委員	10番宮本です。4月13日に山田委員、後藤推進委員、3人で現地確認しました。場所は、●●●駅から南へ200mほどのところにありました。問題ありません。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第15号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第15号4番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、4番でございますが、場所は大佐大井野、現況地目は畑2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、果樹、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、申請地に隣接する家を譲受人が購入することに伴い、申請地を購入し耕作するということで双方合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。１０番宮本委員。
宮本委員	１０番宮本です。４月１３日に山田委員、後藤推進委員、３人で現地確認しました。譲受人は以前、大阪におられましたが空家を購入され、それに隣接する農地を取得し野菜と桃を作ります。場所は、大佐ダムから１キロあがったところの●●●のすぐ近くにあります。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第１５号４番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第１５号５番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、５番でございますが、場所は哲多町大野、現況地目は 田２筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は１人でございます。次に農地法第３条第２項各号の状況でございますが、まず、第１号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第２号から第５号は該当ありません。第６号ですが、譲渡人は高齢により耕作することが難しくなったため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。１２番小川委員。
小川委員	１２番小川です。４月７日に逸見推進委員、井藤委員、安達委員、私で現地確認しました。場所は、県道哲多哲西線１５７号線の大野地区、市営バス停●●●入口から東へ４００ｍ入ったところです。譲受人の自宅近

	くでした。農地として管理されており、譲渡人の方が高齢で耕作ができないということです。問題ありません。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第 1 5 号 5 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第 1 6 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第 4 条の申請につきまして、申請が 1 件ございました。現地確認を 4 月 2 日に行っております。それでは、1 番でございます。場所は、坂本、現況地目は畑 1 筆でございます。転用目的は露天駐車場で、転用理由は、現在、自宅に駐車場がないため、自宅隣地の本申請地に駐車場を造成するもの。というものです。工事期間は許可日から令和 6 年 8 月 3 1 日までです。この申請地は、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。6 番平委員。
平委員	6 番平です。場所は、国道 1 8 0 号線千屋方面の坂本地区●●●●の手前を旧国道に入り 1 0 0 m 先を左に 7 0 m のぼったところ右側の入ったところ。ここからしか入れないので、やむを得ないと考えます。4 月 5 日に赤井委員、泉推進委員と現地確認しました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。

	(意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第 1 6 号 1 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第 1 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第 5 条の申請につきまして、1 件申請がございました。現地確認を 4 月 2 日に行っております。それでは 1 番ですが、場所は神郷釜村、現況地目は田 1 筆でございます。転用目的は資材置場です。転用理由は、木の伐採作業及び搬出に伴い、作業道及び原木置場としたいため。というものです。契約の種類は一時転用の賃借権設定です。工事期間は許可日から 2 年間です。この申請地は、農振農用地ですが、この度の転用は一時転用であることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地賃貸料、土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。1 6 番信谷委員。
信谷委員	1 6 番信谷です。確認日は 4 月 6 日、仲田会長、大原推進委員と 3 名でしました。場所は、千屋実から新郷に通じる道路の中間点から東へ 2 キロ入ったところにありました。申請地の周りに悪影響を及ぼす農地はありませんし、隣地の方の許可を得られており問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第 1 7 号 1 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数)

	賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。なお、4条、5条の各議案については面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。
全 員	「よろしい。」
会 長	それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。
滝口局長	今回の新規について貸付が20件でしております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。それでは、番号に沿って所在、筆数、貸付年数、契約種類を讀上げさせていただきます。1番金谷、田1筆2年使用貸借、2番大佐上刑部、田1筆4年11カ月貸貸借、3番大佐小阪部、田5筆4年11カ月使用貸借、4番大佐布瀬、田3筆20年使用貸借、5番大佐布瀬、田2筆20年使用貸借、6番大佐布瀬、畑1筆20年使用貸借、7番大佐布瀬、田1筆20年使用貸借、8番大佐布瀬、田6筆20年使用貸借、9番大佐布瀬、田6筆20年使用貸借、10番大佐布瀬、田7筆畑2筆20年使用貸借、11番神郷下神代、田1筆3年使用貸借、12番神郷下神代、田2筆4年8カ月使用貸借、13番神郷下神代、田4筆4年8カ月使用貸借、14番哲多町田淵、田1筆6年11カ月使用貸借、15番哲多町田淵、田1筆6年11カ月使用貸借、16番哲多町田淵、田5筆10年貸貸借、17番哲多町大野、田4筆5年11カ月使用貸借、18番哲多町大野、田4筆5年11カ月使用貸借、19番哲西町八鳥、田4筆4年8カ月使用貸借、20番哲西町八鳥、田1筆4年8カ月使用貸借です。なお、4番から15番、17番から20番は中間管理事業によるものです。新規については以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番からお願いします。
倉脇委員	8番倉脇です。4月16日に溝尾推進委員と確認しております。場所は、●●●橋から600mしもに行ったところに●●●がありますその下側を県道側に入ったところにありました。問題ないと思います。
後藤委員	推進委員7番後藤です。2番は消防大佐分署から大井野方面に行くと旧小学校があります。その先を少し行くと川向うに●●地区に入る道が

	あります。その地区内にあります。期限切れのための新規です。3番、消防大佐分署から大井野方面に行くと●●地区がありその中にあります。これも期限切れです。4番から10番までは、県営圃場整備で約7坪あります内、所有者が確定しているものがでております。相続やその他の関係のものは今後でてきます。今回は一部がでてきております。場所は、新見勝山線●●交差点から布瀬方面へ行きますと●●地区があり、その川向う側の一帯です。以上です。
大原委員	推進委員8番大原です。11番12番13番、一緒に説明いたします。確認日は4月6日、仲田会長、信谷委員、私の3名で行いました。11番ですが場所は、●●●●●から南方へ300m先の川縁です。12番は、●●●保育園と●●●●●●●の間にある圃場です。13番、●●●●●から北東へ500m先一連の田です。問題ないと思います。
逸見委員	推進委員9番逸見です。4月7日、井藤委員、小川委員、安達委員、私で現地確認しました。14番の場所は、県道北房井倉哲西線の哲多と哲西の境付近にあります。蚊家方面に2キロ先に●●●があります。それに向けて分かれ道を100m行ったところにあります。15番、今の場所からさらに●●●の方へ200m行った場所にあります。16番、●●●●●学校の近くに消防機庫があります。その正面にあります。17番、●●●●●学校の近くに商店がありそこから蚊家方面に100m行ったところにあります。4筆ですが一枚の田でした。18番、先程売買で小川委員が説明されました場所の隣地です。申請人宅の前になります。いずれの農地も、問題ないと思います。以上です。
妹尾委員	推進委員10番妹尾です。4月11日に現地確認を両奥津委員、私で行っております。場所は、●●●●●の周り近くにあります。19番20番とも近くに隣接しており問題ないと思います。
会　長	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第18号の新規について賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

	全員賛成と認め、新規は決定いたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	再設定が6件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
全 員	「ありません。」
会 長	再設定について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第18号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、再設定は決定いたします。続きまして、議案第19号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	現況証明の申請につきまして、今回4件申請がございました。現地確認を、1番、2番は4月2日に行っており、3番、4番は4月4日に行っています。 それでは1番でございます。場所は下熊谷、台帳地目は田1筆です。現況地目は雑種地でございます。理由は、平成4年頃すでに耕作していなかった本申請地を、資材置場として使用していた。農業委員会の許可が必要であることの認識がなく、申請を怠っていた。30年以上前から、現況のとおりとなっている。というものでございます。 次に2番でございます。場所は上市、台帳地目は田4筆です。現況地目は雑種地でございます。理由は、申請地は、申請人の母親が土地を所有していた平成6年頃から資材置場として利用されており、現況のとおりとなっている。というものでございます。 次に3番でございます。場所は土橋、台帳地目は畑4筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、両親が耕作していたが高齢により耕作できなくなり、私も実家から離れ市外に住んでおり耕作ができないため、平成8年頃から現況のとおりとなっている。というもので

	ございます。 次に4番でございます。場所は土橋、台帳地目は田1筆、畑1筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、長年耕作しておらず、現在の状態から自身での復興、耕作は困難であるため、申請を行うもので、昭和50年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員。
赤井委員	2番赤井です。確認は4月7日、平委員、谷岡推進委員と行いました。場所は、●●●●●学校から1キロあがったところにグラウンドがありその上です。30年以上そのままの状態でいたしかたないと思います。
会 長	2番について6番平委員。
平委員	6番平です。確認日は4月5日、赤井委員、泉推進委員と行いました。場所は、国道182号線●●坂の上がりかけを●●方面に200m入り縦貫道を潜り70m●●方面の集落にあがったところにありました。かなり前に埋立てており今は資材置場として使用されております。
会 長	次に、3番について17番藤本委員。
藤本委員	17番藤本です。現地確認を4月10日、神山委員、藤川委員、私と3人でしました。場所は、土橋地区●●●●の交差点を右折し草間方へ100m先そこから150m右に土橋足見線があります。それを足見へ行くと●●地区に入ります。その地区の最初の左手に申請地があります。先に4番、●●●番は家の前です木が生えており原野です。●●●番は原野となっておりますが確認したところ野菜を植えた跡がありました。地目は田ですが現況は畑です。3番の4筆は、家から100m下に行くと川向うにあり、以前は稲を作っておりましたが止めてから原野状態となっております。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。推進委員7番。
後藤委員	推進委員7番後藤です。1番、認識がなかったとは。
赤井委員	親が先月に亡くなられて受け継がれました。親の代で行ったことで受け継がれた方は何もわからず相談がありました。

小川委員	親が行い受継いだ者がわからないパターンはよくあるはずです。30年過ぎているので始末書を書かなくてよいのではなく書いていただき結論をつける。ケースによっては、10年と決めず1年でも書いてもらえば良いのではないですか。
仲田会長	それでは、1番2番について始末書を出していただく案に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、1番2番は始末書を出していただき認定とします。3番、4番の●●●番も認定とします。4番の●●●番は不認定とします。続きまして、報告事項に入ります。農地改良届について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地改良の届出が3件ございました。現地確認を1番、2番は3月21日に行っており、3番は3月13日に行っております。 それでは1番でございます。場所は菅生、現況地目は田2筆でございます。申請理由でございますが、くぼだおしを行い、小さい田をまとめて、機械作業ができる様にするため。というもので、改良高、改良面積は記載のとおりです。期間は令和6年4月1日から令和6年5月20日までです。早期に工事を行いたいとのことで、工事着工前に現地確認を行っています。 次に2番でございます。場所は菅生、現況地目は田2筆でございます。申請理由でございますが、くぼだおしを行い、小さい田をまとめて、機械作業ができる様にするため。というもので、改良高、改良面積は記載のとおりです。期間は令和6年4月1日から令和6年5月20日までです。早期に工事を行いたいとのことで、工事着工前に現地確認を行っています。 次に3番でございます。場所は西方、現況地目は田1筆でございます。申請理由でございますが、嵩上げを行い高さの違う田の高さを合わせることで、農作業の効率を図るため。というもので、改良高、改良面積は記載のとおりです。期間は令和6年3月25日から令和6年5月31日までです。早期に工事を行いたいとのことで、工事着工前に現地確認を行っています。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。1番について2番赤井委員。

赤井委員	2番赤井です。確認日は3月24日、谷岡推進委員、平委員、3名で行いました。場所は、●●●●センターから200m北へあがったところの道下です。高さ60センチぐらいのところを行うことで機械の都合上よろしく願います。2番も同じで、隣です。
会 長	次に、3番について8番倉協委員。
倉協委員	8番倉協です。3月13日に、溝尾推進委員と確認しております。場所は、西方の●●●を渡り、600m入ったところの左側へ申請人の自宅があり、その前の土地になります。以上です。
会 長	続きまして、農地法施行規則第29条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法施行規則第29条の届出が2件ございました。現地確認を、1番は4月4日に行っており、2番は3月13日に行っております。 それでは1番でございます。場所は足見、現況地目は畑1筆でございます。申請理由でございますが、農機具等を入れる倉庫が必要になったため、農機具倉庫を設置したものです。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は平成28年7月1日から平成30年11月30日です。事前着工を行っていたため、申請人からの始末書を受理しております。 次に2番でございます。場所は西方、現況地目は田2筆でございます。申請理由でございますが、農道を設置することで、農機具や農産物の運搬を容易にするため。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和6年3月25日から令和6年5月31日までです。早期に工事を行いたいとのことで、工事着工前に現地確認を行っております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。1番神山委員。
神山委員	1番神山です。無断転用案件です。始末書をいただいております。許可を要しない建物で農機具倉庫です。倉庫自体には問題ないと思います。
会 長	次に、2番を8番倉協委員。
倉協委員	8番倉協です。3月13日に確認しております。場所は、先程説明させていただきましたものと同じです。よろしく願います。

会 長	次に完了届について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	完了届が9件でしております。大字、申請法令、転用目的の順番で読上げさせていただきます。1番千屋地内、農地法施行規則第53条、携帯電話基地局、2番唐松地内、農地法第5条、露天駐車場、3番哲西町大野部地内、農地法第4条、植林、4番上市地内、農地法第5条、進入路、5番哲西町矢田地内、農地改良、嵩上げ、6番大佐小南地内、農地法施行規則第53条、携帯電話基地局、7番哲多町花木地内、農地法施行規則第53条、携帯電話基地局、8番哲多町成松地内、農地法施行規則第53条、携帯電話基地局、9番神郷下神代地内、農地法施行規則第53条、携帯電話基地局となっております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。1番からお願いします。
小田委員	3番小田です。アンテナが建ってありました。
西村委員	4番西村です。確認日は、4月6日に、森委員、三輪推進委員としました。露天駐車場ができてありました。
奥津(賢)委員	5番奥津です。確認日4月11日、植林されてありました。
平委員	6番平です。綺麗に整備されておりその奥に畑が作られてありました。以上です。
奥津(忠)委員	7番奥津です。確認日は4月11日、綺麗にできてありました。
山田委員	13番山田です。4月10日に確認しました。
安達委員	15番安達です。7番8番、両地とも4月7日に確認しました。
信谷委員	16番信谷です。確認日は4月6日にしました。できてありました。
会 長	次に、農地転用工事進捗状況報告について事務局の説明をお願いします。
滝口局長	農地転用工事進捗状況報告が1件でしております。上熊谷地内、農地法第5条木材置場として使用中でございます。以上です。

会 長	この件について、関係地区委員より確認日、補足説明があればお願いします。2番赤井委員。
赤井委員	2番赤井です。確認を4月7日にしました。今年の9月までは期間内であり今現在いっぱい原木を置いております。以上です。
会 長	続きまして、利用権設定中途解約合意書について事務局より説明をお願いします。
滝口局長	利用権設定中途解約合意書が7件でしております。1番大佐小南地内、借受人が高齢のため、2番3番は中間管理機構をとおした同じ農地です。大佐永富地内、借受人が高齢のため別の人に贈与するものです。4番大佐田治部地内、耕作者が高齢のため、5番大佐田治部地内、耕作者が高齢のため、6番7番も同じ農地です。哲西町八鳥地内、土地を贈与するための解約です。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より説明があればお願いします。1番からお願いします。
後藤委員	推進委員7番後藤です。確認日4月10日にしました。1番、2番の借受人は高齢です。2番、3番は3条の3番の贈与です。4番も、借受人が高齢です。5番は、耕作不便のためです。
妹尾(元)委員	推進委員10番妹尾です。確認は4月11日にしました。3条の1番目の案件で、贈与された以前の借受人耕作者との解約で問題ないと思います。
会 長	続きまして日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
事務局	(ありません。)
会 長	続きまして、その他。
滝口局長	新見市賃借料情報について説明報告。
福田主査	それでは、次回の総会日程をお知らせします。次回5月15日水曜日、午前9時30分から場所は南庁舎3階大会議室で開催します。

会 長	他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を神山代理にお願いします。
神山代理	本日は、お疲れ様でした。（閉会挨拶）
	(閉会時刻 午後 4 時 3 7 分)

令和6年4月30日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____